

第4回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル 検討プロジェクト会議 議事概要

日時：令和2年10月15日（木）11：17～11：56

場所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト
会議委員8名

資料：第4回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジ
ェクト会議事項書

資料1-1 新型コロナウイルス感染症に職員が感染した場合の対応
について

資料1-2 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安
等について

資料1-3 職員が感染者、濃厚接触者となった場合の対策フロー

資料2（仮称）三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
（素案）

資料3 三重県議会委員会条例（改正素案）

委員：お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから「第4回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議」を開催する。初めに、三重県議会新型コロナウイルス感染症マニュアルの素案についてご協議願いたい。それに先立ち、さきの会議において、私から新型コロナウイルス感染に関する職員の対応手順等がどのようになっているかについて、事務局に説明を求めたところであるので、まずこの点について事務局から説明させる。

事務局：それでは資料をおめくりいただいて、資料1-1、これは現時点での一番新しい通知になるが、総括安全衛生管理者、いわゆる総務部長から出ている、新型コロナウイルス感染症に職員が感染した場合の対応についてということである。2段落目の、「ついでに、」のところになるが、職員が濃厚接触者となった場合や職員に感染が確認された場合の実際の対応は、保健所からの指示に従っていただくことになるが、現時点での健康観察及び自宅待機の期間等について整理し、別紙、裏面のとおり整理したので通知するというので、裏面をおめくりいただきたい。これがマニュアル的なフロー図になる。まずは、職員の健康状態を常に確認し、以下に該当があれば自宅待機させるということ

で、体調不調あるいは風邪の症状があるときと。3日以内に解熱した場合は普通に職場復帰となるが、そうでない場合は、息苦しさやあるいは重症化しやすい方等は、最寄りの発熱・帰国者・接触者相談センター、いわゆる保健所に問い合わせをして、確認をして、PCR検査を受ける。まずは、職員がその前に濃厚接触者となった場合は、14日間の健康観察、自宅待機が求められる。また感染が確認された場合は入院ということになり、この時点で庁舎管理者は庁舎内の消毒等を行う。その印のところに書かれているが、職員またはその家族の感染が確認された場合、あるいは濃厚接触者になった場合は、人事担当から人事課及び福利厚生課に報告するというようになって、もし入院ということになったら、一番最後になるが、状況を見ながらということになるが、最低でも、退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、保健所からは、退院後4週間は当該職員に健康観察が求められるということになっている。

続いて資料1 - 2。これはちょっと時期が古いが、いわゆる職員の行動指針みたいなもので、新型コロナウイルス感染者についての相談、受診の目安等についてということで同じく総括安全衛生管理者から出されている。職員が日常に行う対応、あるいは感染が疑われる場合の対応等が書かれている。この当時はまだ、2 - (1)のウ - 1であるが、風邪の症状が37.5度以上の発熱が4日間続く場合等の厚労省に書かれていた文言が書かれていて、これ以上これは更新されていないが、今はこういう厳密に37.5度以上の発熱が4日以上続く場合というものに限っているものではない。エの場合は、やはりそれが感染確認された、疑われた場合は、きちっと報告を行ってほしいということで、報告書の様式もついているので、今回示させていただくことになる素案のほうにその様式に基づいて、報告様式を作成させていただいているところである。最後は、所属長はもちろん平素からちゃんと石鹸をつけて手洗い、職員の健康管理に注意するように、という通知になっている。

最後のページ、資料1 - 3であるが、これは管財課の庁舎管理者として消毒をどうするかということで、感染者と判明した場合、あるいは濃厚接触者と判定された場合、基本的には4段目の四角、矢印が3つ集中しているところであるが、保健所と相談のうえ、共有スペースについては庁舎管理者が、課所等の消毒については所属とともに庁舎管理者が実施、立入禁止の措置は行わないということで、吹き出しのと

ここにあるように、消毒はアルコール、エタノール、あるいは次亜塩素酸ナトリウム、いわゆるハイター等を薄めたもので行う。適切な個人保護具、マスク、手袋を使用して行い、また 印のところになるが、必ずしも専門業者の消毒は必要ではなく、職員による消毒作業で問題ないと管財課のほうは判断して、そのように行っているということである。資料の説明は以上である。

委員：ただいまの説明に対し、ご質問があればお願いします。

全員：意見なし。

委員：ないようなので、それでは引き続き、さきの会議において各会派からマニュアルに関するご意見をご報告のうえ、ご検討いただいたところであるが、さきの会議で申し上げたとおり、それらを踏まえ、私と副座長でマニュアルの素案を作成したので、事務局から説明させる。

事務局：資料2のほうをご覧ください。まず、最初のところに目次が書いてある。下のほうの点線より下に、現状の対応方針 ver. 5の構成を書いている。「議会運営等」、それから「議員の行動」という大きく2つから成っているが、これを新たに、「1 感染防止対策」、「2 議員の行動」、「3 議会運営」という3つに分けさせていただいて、「4 事務局の対応」というのを追加して再構成している。それでは、次のページをご覧ください。最初の書き出しのところ、2段落目のなお書きのところの2行目のところであるが、「このマニュアルを原則としつつ、必要に応じて代表者会議等」、「等」には災害対策会議等を含めるが、「を開催し協議するなど、臨機応変に対応する」ということとしている。「または」のところだが、現状の対応方針 ver. 5では、議会主催の行事については、議会運営等の中に書いてあるが、この冒頭部分に書かせていただいている。それでは、「1 感染防止対策」から、いただいたご意見とか、新たに追加した措置等を書かせていただいている。まず、そこだけ説明させていただきたいと思う。(1)のところ、具体的な取り組み例というところで、2つ目の○で「マスクを着用する」というところであるが、自由民主党県議団のほうからご意見をいただいて、フェイスシールドはどうかというようなご意見もあった。スーパーコンピューターの富岳でシミュレーションを何回か国のほうでもしたところであるが、常に換気をしていないと有効ではないという結果が出ていて、そのことを踏まえて国においても、県においても、フェイスシールドの着用は推奨してないということから、マスクの着用だけということとさせていただきたいというふうに

思っている。これが1点目である。2の一番最後の○のところであるが、本会議場とか全員協議会室のほうにアクリル板を議長のところ等に設置した関係もあり書かせていただいたが、議場や受付等に、飛沫防止シールドを設置するというようなところを入れている。

次のページ、2ページ目をご覧いただきたい。の「体調管理の徹底」というところである。ここの具体的な取り組み例で、2つ目、3つ目、いずれも自由民主党県議団のほうからいただいたご意見であるが、現在も検温については規定してるところであるが、「必要に応じて体温チェックシートも活用する」というふうに記載している。一番最後の○であるが、「接触確認アプリCOCOAや安心みえるLINEの活用に努める」というふうに、記述をさせていただいている。次に(2)の「議事堂内の感染防止対策」であるが、これまで本会議場と委員会室、全員協議会室について記載をしていたところであるが、会派の控室についても、表の中に入れさせていただいている。また新しく項目として設けているのが(2)の「入出時の手指消毒」と、(3)の「検温の実施」。それから(5)の「飛沫防止シールド等の設置」というのを新たに入れていいる。なお、執務室等については文書で書いているが、「可能な限り同様の感染防止に努める」というふうに書かせていただいている。

次、3ページ目になる。2の議員の行動のところである。この中の(1)のであるが、本日も9時から執行部のほうで新型コロナウイルスの本部員会議が開かれて、三重県指針のver. 5がver. 6に変更されて一部緩和がされているところである。それとの整合も踏まえて、2段落目の書きぶりを少し変えさせていただいている。「県外の移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等の確認を行い、感染防止対策を徹底する」としている。「また、」のところであるが、これは三重県指針では書いてなくて、議会として少し厳しく「感染防止対策の不十分な施設等の利用は控える」ということで書かせていただいている。次に、(2)の「感染した場合や感染の恐れがある場合の対応」ということで、今の対応方針では個別のケースがどれに該当するかというのはなかなかわかりにくいので、1から5まで具体的なケースを書かせていただいたところである。ここだけ詳細に説明させていただきたい。ちょっと文章だけではわかりにくいと思うので、参考資料のフローチャートというのがあるのでご覧いただければと思う。この表で、のところで、状況別の分類ということを書かせていただ

いている。議員が取るべき行動について、マニュアルの1から5のいずれを適用すればよいかというのを、この表で表してるところである。左の欄の、例えば感染した場合とか、濃厚接触者と特定された場合とか、議員本人がそうなった場合には、この左側の欄をご覧いただき、どれを適用するかを見ていただきたい。また、議員の同居の家族等が左の項目に該当した場合には、議員がどのような対応をとっていただくかというのを表に表している。

それでは1枚めくっていただいて、具体的に見ていただきたいと思うが、で「感染が判明した場合」の対応である。議員の感染が判明した場合だが、保健所の指示に従っていただいて、登庁をしないものとさせていただく。入院療養していただいて、矢印が下まで伸びているが、入院勧告・療養等の解除がなされるまでは登庁できないということにしている。なお、左側であるが、議長においては、議員本人の了解を得たうえで、議員の氏名・選挙区を公表するということになっている。また右側の欄であるが、事務局としては、会派控室の消毒であるとか、行動履歴の確認とか、各派代表者への状況報告を行うという対応をすることとなっている。

次、の「感染者と接触した場合」というケースである。これは文章でいくと4ページ目になる。これをご覧いただくと、ケースとしては、議員が保健所より濃厚接触者または接触者と特定された場合である。ちなみに前回の会議において、自由民主党県議団のほうから、濃厚接触者と接触者の違いとか、接触者の定義というのはあるかというようなことでご質問いただいたが、感染者との接触度合いを保健所が判断して、それが濃い場合は濃厚接触で、それほど濃厚ではないと判断すれば接触者という判断をしているところである。ちなみにこの濃厚接触者、接触者はいずれも公費でPCR検査を受けることができる。何が違うかという、陰性になった場合のケースであるが、まず、陽性の場合をフローで見ていただくと、陽性になった場合には登庁禁止、入院療養で、先ほどの解除があるまでは登庁できないということであるが、濃厚接触者の場合は陰性になった場合でも自宅待機をしていただいて、最初の接触日から2週間経過するまでは登庁できないということになる。真ん中のフローを見ていただくと、接触者と特定されてPCR検査を受けて、陰性となった場合にはすぐ登庁していただけるということで、濃厚接触者と接触者の違いというのはこの点である。国において接触者という定義を特に設けてなくて、三重県においてこ

ういう運用をしているというふうに考えていただければというふうに思う。ちなみに一番右にあるように、濃厚接触者でも接触者でもないという判断がされれば、すぐ登庁していただいて問題ないということになる。

次、めくっていただいて である。「感染の恐れがある場合」ということで具体的なケースとしては、同居の家族等が感染者と接触した場合や濃厚接触者等と特定された場合などを考えている。この場合、まず登庁を自粛いただく。その後、同居の家族等が新型コロナウイルスの陽性ということが判明した場合には、先ほどの と同じ流れになっている。議会として、一般にはこういう対応をしてないが、右側のフローのところを見ていただくと、可能な範囲で自主的に受診をいただいているかどうかというのを、これは提案というか、ご議論いただかなければならないところであるが、通常より厳しめの対応を書いている。可能な範囲で自主的に受診いただいて、PCR検査を受けていただいて、陽性か陰性をはっきりしていただくということで、ここは通常の県の対応とは違うところである。ちょっと過度な、過重な負担になるかもしれないので、ご議論いただきたいというふうに思っている。

次のページで である。「濃厚接触者等またはその疑いがあるものと接触があった場合」ということで、濃厚接触者等の範囲というのはいずれ保健所のほうで特定されるので、それまでは登庁を自粛いただくことになる。また、濃厚接触等の疑いがある者が保健所の特定の前に陰性であるということが判明するケースもあるので、それが判明するまでは登庁を自粛いただくという形になる。保健所からの調査で濃厚接触、接触者、もしくはいずれにも該当しないということになると、それまでのケースと同じ形になる。また、接触した方、疑いがある方が陰性であった場合にはすぐ登庁いただけるというフローである。これでほぼすべてのケースを拾えるかと思っている。

最後、 で「症状がある場合」ということである。発熱とか、息苦しさ、強い倦怠感等がある場合であるが、この際は登庁を自粛していただく。かかりつけ医等の医療機関に電話相談いただいて、もしかかりつけ医がない場合は、受診相談センターに相談いただいて、医療機関を受診していただく。その結果を事務局のほうに報告をいただくということで書かせていただいている。この報告であるが、ちょっと戻っていただいて、3ページ目の最初に今の5つのいずれかに該当した場合には、様式1により報告をいただくというふうになっている。様式1

というのをご覧いただくと、状況とか、上記事実の発生日、経緯というような項目が書いてある。これもメール、ファックス、電話いずれでも結構ということで、この様式を使っていただく必要はなくて、この内容が盛り込まれておればどのような方法でも結構ということで参考に作らせていただいている。様式2についても同じであって、状況に変化があった場合については、状況の変化とかその事実の発生日、経緯等について、その内容が盛り込まれたものをご報告いただくという形で作らせていただいている。以上が議員の行動で、ちょっと説明が長くなるが、5ページ目の議会運営のところをご覧いただきたい。一番最初の部分に、議会の権能を維持するということから前回もかなりご意見をいただいたが、原則会議を開催するというをまず書かせていただいている。それから、全員協議会等で、できるだけ早期に執行部から説明を求めるといようなご意見もあったことから、そのこともこの部分に書かせていただいている。それから、議会運営について、本会議と委員会について開催しない場合について、今の対応方針では書いているが、それに加えて協議・調整の場も書かせていただいている。内容的には本会議、委員会は特に変わってはないが、委員会については、2行目になお書きで、「参集が困難な委員は、委員長の許可を得て、オンラインにより委員会に参加することができる」という記載をさせていただいている。後ほど、委員会条例の改正の素案も協議されるが、このように記載している。3の「協議・調整の場」も同じく、「参集が困難な議員は、議長、または座長の許可を得てオンラインにより会議に参加することができる」というふうにさせていただいている。

最後の6ページ目で、「4 事務局の対応」であるが、これはご覧いただければというふうに思うが、参考までに、7ページの(7)の「報道対応」のところであるが、先ほどあった、議員が感染した場合に議員本人の了承が得られれば、様式3というのがあって、この様式3により報道資料提供を行うとしている。なお、記者クラブのほうから求められた場合については、議会事務局が記者会見を行うということに記載している。また、議員が濃厚接触者等となった場合においても、議長が必要と認める範囲において報道資料提供等を行うということを書かせていただいている。それから(8)であるが、先ほど事務局職員が感染した場合の対応は総務課長から説明があったところだが、こちらにも記載をさせていただいている。感染した場合については、様

式4により報告をするということになっている。なお、この場合において、正副議長に直ちに連絡をするとともに、消毒の実施等を行うということである。また、事務局職員が感染した場合においても、議長が必要と認める場合に限って、報道資料提供を行うという記載をしている。以上、ポイントだけ説明させていただいた。

委員：ただいまの説明に対し、ご質問等があればお願いしたい。

全員：意見なし。

委員：よろしいか。それでは各会派で検討いただき、次回会議の10月22日でご報告いただきたいと思うがいかがか。

全員：異議なし。

委員：それではそのようにする。については、事務局に配付させる別紙様式、「マニュアル素案に対する意見」により、10月19日月曜日までに事務局に提出をいただくようお願い申し上げます。ちょっとスケジュール的にタイトであるがよろしくお願いしたい。

次に、三重県議会委員会条例の改正素案についてご協議いただきたい。さきの会議で三重県議会委員会条例を改正することを、また、このプロジェクト会議では、同条例改正素案までを検討することとし、次の11月定例会議での改正を目標とすることを決定いただいたところである。については、さきの会議でご説明申し上げた諸規定や総務省通知等を参考に、私と副座長で同委員会条例の改正素案を作成したので、事務局から説明させる。

事務局：それでは資料3をご覧ください。A4縦の資料になる。資料3であるが、三重県議会委員会条例の一部改正素案である。委員会条例のうち関係する条文を抜粋して、第13条の「招集」、第14条の「定足数」、その次に第14条の2として、今回条文を追加する「出席の特例」。その下に、第15条の「表決」、第16条の「除斥」、第28条の「記録」の規定を記載している。それでは今回一部改正のとなる素案となる部分、四角囲みの中の部分、第14条の2を読み上げさせていただきます。

括弧書きの見出しとしては「出席の特例」としている。第14条の2、「委員長は、新型コロナウイルス感染症、その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき、又は大規模な災害、その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる

方法によって、当該委員を、委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。」第2項として、「委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。」第3項として、「第1項の規定により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例を適用する」としている。この基本的な考え方としては、先ほどのこのコロナウイルス感染症対応マニュアルにあった、フローチャートにあったように、PCR検査で陰性となっても2週間の自宅待機があり、登庁することができない委員に委員長の許可を得ていただき、映像及び音声の送受信、いわゆるオンラインということであるが、これにより参加をしていただくことができるようにすることを想定したものである。この特例で認められる状況としては、繰り返しになるが、一つ目としては、新型コロナウイルス感染症、二つ目としてはその他重大な感染症についてまん延を防止するために必要があると認めるとき、そして三つ目として、協議調整の場として想定される災害対策会議の目的である大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合としている。この緊急事態の具体的な例示としては、三重県議会提要にも列記されているが、一つには県内に震度5弱以上の地震が発生した場合、二つ目として、津波警報が発表された場合、三つ目として県内に、これちょっと記載してないので申し訳ないが、県内に大雨洪水等の気象警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生又は発生する恐れがある場合、四つ目として県内で大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模のテロリズム、武力攻撃事態等が発生した場合において、議長が緊急事例が発生したと認める時を想定することになる。

また、この第2項では、委員長の許可が必要であること。第3項では、こういった映像及び音声での参加を出席とみなして、この資料にある、ゴシックで記載している、「出席」という表現がある第14条、第15条、第16条、第28条の条文に、出席をみなす規定を適用しようとするものである。今回の改正素案は、今後何年か経過すると、オンラインによる参加も特別なものでなくなることも想定される。そしてまた、委員会条例自体が会議規則に準じている部分も多くシンプルな構成となっているので、できる限り条文の内容もわかりやすく、また全体のシンプルな構成を崩さずに、将来にわたって使えるものとなるよう規定したのとなっている。

おめくりいただいて裏面をご覧ください。映像及び音声の送受信、

オンラインを活用した場合に想定される委員会の形態を、ケース からケース として記載している。ケース では、委員会室に委員長と多数の委員、執行部がおられ、オンラインにより少数の委員が参加されるパターン。この場合、委員会室だけで定足数を満たすが、オンラインでの委員の参加を認めるということを想定している。ケース では、委員会室に委員長と少数の委員、執行部がおられ、オンラインにより多数の委員が参加されるパターン。この場合は、委員会室だけでは定足数を満たさないため、オンライン参加の委員も含めて定足数を満たすことを想定している。ケース では、委員会室に少数の委員と執行部がおられ、オンラインにより委員長と多数の委員が参加するパターン。この場合もオンラインでの参加により定足数を満たすことを想定している。ケース では、委員会室には執行部のみ。オンラインでは、委員長、副委員長含むすべての委員が参加するパターン。ケース として、委員会室には委員、執行部不在で、すべての委員と執行部がオンラインで参加するパターンを想定して図を作っている。今回の一部改正案では、委員会室に参集することが困難な委員が、委員長の許可を得て、オンラインにより委員会に参加することを可能とするものとなっている。また委員長も1人の委員として自分自身に許可を与えることで、オンラインによる参加を可能とし、ケース からケース までを実現しようとするものと考えている。また、この資料の下のほうに今回の改正に当たり、関係する委員会条例の条文を抜粋しているが、第18条、委員会の公開の規定のところにあるただし書きの部分、秘密会であるが、先行する議会ではできないこととするところもあるが、総務省の見解では、秘密会否定まではしていないことから、本県では秘密会は除外しないという形に、今想定している。そして第26条の2、参考人の出席についてであるが、全国議長会に確認したところ、平成24年の地方自治法の改正によって、公聴会参考人の出頭、「出頭」という言葉を使うが、求める規定が設けられていて、オンラインでの参加はできないとの見解をいただいている。そのため今回の改正では、委員会の、委員の出席の特例ということとしている。また、これまでも定数あり方調査会やスマート議会勉強会で、iPadやWebexというソフトを使ってオンラインによる会議を行ってきたが、実際の委員会運営を行っていただく場合には、定足数を確認する観点から、映像と音声の両方を相互に確認する必要があることや、執行部の複数の答弁者の対応も含め、どのようにiPadとWe

b e xを使うか、加えてインターネット中継を実現していくかについて、具体的な検討も必要になってこようかと考えている。

最後に、次のページの資料であるが、A 3 横の表になるが、前回までは、大阪府、群馬県、熊本県、茨城県、前回の会議ではここまでお示ししたが、その後東京都議会、そして愛知県議会が条例改正をされたので、それをご参考に添付している。説明は以上である。

委員：ただいまの説明に対し、ご質問等はあるか。

委員：先ほどいろんなケース から順番にいろんなケースをご説明いただいたが、委員会のほうから執行部のほうに出席要請をして、執行部のほうで、いろんな事情でオンライン参加したいというような場合も、これはあくまでも議員を対象にした条例だから、そこは書き込まれていないだろうが、ケースとしてはそういう執行部がオンライン参加するようなケースもあるのではないかと思うが、そういうことは可能か。

事務局：執行部の出席については、委員会条例の第 1 7 条に、出席説明の要求というところがあって、「説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない」ということで、一応「出席を求め」という言葉があるので、現状の今の改正案だと、読めない状況になっている。あとは、先ほど申し上げた、執行部が委員会室に集まって答弁者がたくさんいる場合に、どのように実際その方々を、We b、オンラインの会議にのせていくかについては少し検討を要するところかと思っていて、今現時点では入れてないという状況である。ただ将来的にはそういうことも、必要になってくることがあるのかというふうには考えているが、あと他県についても、まだそこまでやっていないと、そういう状況かと考えている。

委員：了解した。

委員：他にあるか。

委員：1 点だけ確認をさせていただきたい。先ほども説明あったかもわからないが、濃厚接触者、接触者そして感染者であっても、オンラインであれば出席が可能になるのかということと、あとインフルエンザの場合でも、この辺りでオンラインであれば参加をしてもいいという形で解釈をしてよろしいのかちょっとお聞きしたい。

事務局：先ほど私の説明の中では自宅待機、お元気な状態で待機されているということをちょっと例示としてお話はさせていただいたが、感染者になった場合の扱いについては、またこの場の協議、もしくは議会運営委員会かわからないが、今後、ご議論が必要かというふうには考えて

いる。インフルエンザであるが、これも重大な感染症という、まん延を防止するためというところで、それを読むことができるかどうか、これも同じようにご議論をいただければというふうに考えている。

委員：他にあるか。よろしいか。それではただいまのご意見等も踏まえ、各会派でご検討いただき、次回会議、10月22日でご報告いただきたいかがか。

全員：異議なし。

委員：それではそのようにする。最後に次回の日程であるが、10月22日木曜日、予算決算常任委員会終了後に開催することはいかがか。

全員：異議なし。

委員：それではそのようにする。なお、次々回については仮置きであるが、10月28日水曜日、広聴広報会議終了後を予定したいと考えている。ご協議いただく事項は以上であるが、他に何かあるか。

全員：意見なし。

委員：なければ以上で第4回プロジェクト会議を終了する。お疲れ様でした。